

令和6年度
第1回苫小牧市空家等対策委員会（資料）

令和6年8月29日

苫小牧市
市民生活部市民生活課



目次

(1) 空家等件数

(2) 空家等対策の進捗状況

- ①令和6年度の実施進捗状況
- ②特定空家等の実施状況

(3) 管理不全空家等の基準策定

(4) 今後のスケジュール

(1) 空家等件数

ア 不良度別の推移

(年度末時点)

単位：件

(不良度)	年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
	不良度							
低い	A		150	152	152	161	140	76
	B		820	822	838	855	1,164	1,051
	C		118	114	112	112	151	137
	D		27	20	20	17	39	40
	高い	合計		1,115	1,108	1,122	1,145	1,494

個人情報保護のため、非公開とします。

イ 令和5年度末の件数確定の経過

項目	件数	概要
①令和4年度末	1,494	
②追加件数	356	水道の閉栓情報による調査 93件 通報による調査 263件
③解決件数	546	販売・賃貸等 151件 入居中または管理中 285件 解体 110件
④令和5年度末	1,304	上記により精査して「空家等」と判断したもの <①+②-③>

ウ エリア別の比較

エリア	年度	H29		R5	
		空家等数 (件)	全体に占める 割合 (%)	空家等数 (件)	全体に占める 割合 (%)
西部西地域		204	18.8	266	20.4
西部東地域		282	26.1	326	25.0
中央部西地域		141	13.0	192	14.7
中央部中地域		182	16.8	199	15.3
中央部東地域		137	12.7	136	10.4
東部西地域		28	2.6	36	2.8
東部東地域		104	9.6	147	11.3
苫東地域		4	0.4	2	0.1
合計		1,082	100	1,304	100



○エリア別の分布割合に大きな変化なし

(2) 空家等対策の進捗状況

①令和6年度の取組進捗状況

ア 令和6年度苫小牧市空家等解体補助金の実施状況

- 申請受付期間
令和6年6月7日（金）から6月21日（金）まで
- 応募総数 10件（うち、市外在住の申請者 4件）
- 不良度別件数

(不良度)		
Dランク	2件	高
Cランク	4件	↑
Bランク	4件	
Aランク	0件	低

- 補助対象として決定した件数 4件
(内訳)

No.	空き家の所在地	不良度ランク	審査結果	補助申請額	備考
1	花園町	C	優先決定	50万円	
2	日吉町	C		50万円	
3	啓北町	C		50万円	
4	高砂町	B	抽選	50万円	審査中

※D、Cランクの空き家等については、本来優先決定となるが、本申請の結果、要綱の条件に当てはまらなかったため、取消しとなった。
残る2枠については、再度募集を行う。

イ 令和6年度苫小牧市空き家セミナー

対 象

- ・ 空き家を所有する方
- ・ 将来的に空き家を所有する可能性がある方

目 的

空家等の諸問題を専門とする講師による講演を通し、受講者の空家等の利活用や除却へ向けた意識啓発を図り、空家等の発生を抑制する。

テーマ 「我が家の終活ー今のうちにできることー」

講 師 札幌司法書士会 服部 剛幸氏

日 時 令和6年9月29日（日）10時30分～11時30分
(会場 苫小牧市民活動センター)

ウ 令和6年度苫小牧市空き家相談会

対 象

- ・ 市内で空き家を所有する方
- ・ 将来的に空き家を所有する可能性がある方

目 的

不動産や相続等の専門家による個別相談を通し、相談者が抱える問題の整理や解決を支援して、空家等の適切な管理や有効活用の促進を目指す。

日 時 令和7年1月を予定

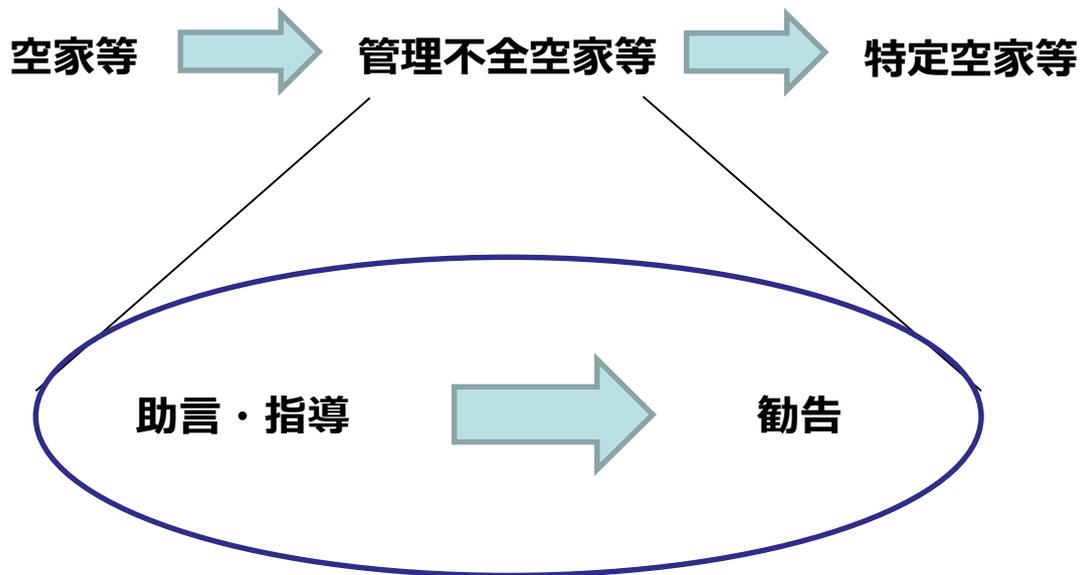
② 特定空家等の取組状況

個人情報保護のため、非公開とします。

(3) 管理不全空家等の基準策定

管理不全空家等とは

放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等のこと



勧告を受け、正当な理由がなく無視した場合は、**住宅用地特例の解除**となる。

令和6年7月31日 空家等対策連絡会議開催

管理不全空家等についての主な意見

- ・ 勧告を行い、正当な理由なく適切な措置を取らない場合には、固定資産税の優遇措置を解除する可能性がある。

→ 困窮者に対する対応は検討が必要。

→ 特例措置は住宅用地のみの適用となる。

管理不全空家等の認定基準案

案1 「特定空家等候補のうち特に可能性の高い空家等」に該当するものを管理不全空家等とするもの。

案2 C、D ランクを管理不全空家等とするもの。

案3 D ランクを管理不全空家等とするもの。

	メリット	デメリット	想定数
案1	・建物の不良度のみならず、他の視点からも評価している。	・空家等対策計画の評価基準とズレが生じる。	78件 約6%
案2	・不良度の高い建物のみ対象となるため、誰が見ても理解を得やすい。	・判定基準としては、一面的なものになってしまう。 ・件数が多いため、把握が困難になる可能性がある。	169件 約13%
案3	・把握分類が比較的容易となる。	・判定基準としては、一面的なものになってしまう。 ・不良度が高くなってからの対策になるため、早期からの対策が行いにくい。	40件 約3%

※困窮者等を除くと件数は下がる可能性がある。

(4) 今後のスケジュール

令和6年度（予定）

令和6年9月29日 空き家セミナー 開催

令和6年12月 空き家対策連絡会議 開催

令和7年 1月 空き家相談会 開催

令和7年 3月 第2回空家等対策委員会 開催